

昭和二十一年三月九日

理事官

秘書課長

大臣

次官

達第ニ
三月十三日

達安木

厚生部内一般

臨時防疫局廢止ノ際現ニ同局勤務ノ職員ニシテ別ニ命令ヲ發セラレザルトキハ其ノ高等官、判任官及雇員タリシモノハ衛生局勤務ヲ、其ノ嘱託タリシ者ハ従前ノ手當ヲ以テ衛生局事務取扱嘱

託ヲ命セラレタルモノト心得ベシ

年月日

厚生大臣

達第三號
三月十三日

達字ホノ(二)

引揚援護院

引揚援護院設置ノ際現ニ地方引揚援護局又
同出張所職員ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ發セラザル
トキハ地方引揚援護局次長ハ從前ト勤務場所ヲ
変ルコトナク新ニ出シセラレタル引揚援護院ノ地

方引揚援護局次長ヲ、地方引揚援護局及同出張
所勤務ノ高等官ハ從前ト勤務場所ヲ変ルコトナ
ク新ニ出シセラレタル引揚援護院ノ地方引揚援
護局又同出張所勤務ヲ命セラレタルモノト心得ベシ

年月日

厚生大臣

社會局
引揚援護
連絡官事務所
引揚援護院
X

昭和二十一年三月七日

理事官

秘書課長

大臣

次官

麻生達案

官房各課
引揚援護院

一、引揚援護院設置、際現=社會局引揚援護課及引揚援護連絡官事務所勤務、職員=

臨時検査局

ヨリ
院医務局ハ

X

シテ別ニ辞令ヲ發セラザルトキハ其ノ高等官、判任官
及雇員タリシモノハ引揚援護院援護局勤務ヲ、
其ノ嘱託タリシモノハ従前ノ手當ヲ以テ引揚援
護院援護局事務取扱嘱託ヲ命セラザルモノ
ト心得ベシ

一、引揚援護院設置、際現ニ臨時防疫局檢
疫課勤務ノ職員ニシテ別ニ辞令ヲ發セラザルト
キハ其ノ高等官、判任官及雇員タリシモノハ引
揚援護院醫務局勤務ヲ、其ノ嘱託タリシモノ
ハ従前ノ手當ヲ以テ引揚援護院醫務局
事務取扱嘱託ヲ命セラザルモノト心得ベシ

地方引揚援護
局ヨリ

○

一、引揚援護院設置、際現ニ地方引揚援護局
及同出張所職員ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ發
セラザルトキハ地方引揚援護局次長ハ従前
ト勤務場所ヲ変ルトナリ新ニ告示セラレタ
ル引揚援護院ノ地方引揚援護局次長ヲ、
地方引揚援護局及同出張所勤務ノ高等官
ト勤務場所ヲ変ルトナリ新ニ告示セラレタル引
揚援護院ノ地方引揚援護局勤務ヲ命セラレ
タルモノト心得ベシ

臨時防疫局

ヨリ
衛生局ハ

一、臨時防疫局廃止ノ際現ニ同局防疫課勤務
職員ニシテ別ニ辞令ヲ發セラザルトキハ其ノ高
等官、判任官及雇員タリシモノハ衛生局勤務ヲ、

めくれず

其ノ囑託タリシ者ハ従前ノ手當ヲ以テ衛生局事務取扱囑託ヲ命ゼラレタルモト心得ベシ

年 月 日

厚生大臣

達第二號

厚生部内一般

臨時防疫局廢止、際現ニ同局勤務ノ職員ニシテ別ニ辭
令ヲ發セラレザルトキハ其ノ高等官、判任官及雇員タリシ
モノハ衛生局勤務ヲ其ノ囑託タリシ者ハ從前ノ手當ヲ
以テ衛生局事務取扱囑託ヲ命セラレタルモノト心得ベシ
昭和二十一年三月十三日

厚生大臣 芦田

均



裏面白紙